

令和8年3月13日

電話でお金詐欺等被害の未然防止に向けたATM取引制限について

全国的に電話でお金詐欺（振り込め詐欺、還付金詐欺など）が多発する中、犯罪グループが公的機関等を装い、高齢者の方を中心に、キャッシュカードを詐取、暗証番号を聞き出し、ATMからお金を引き出す被害が発生しています。年々、犯罪手口は巧妙化し、今後も被害の拡大が懸念されています。

当JAでは、特殊詐欺の未然防止に向けた取組みの一環として、一部のお客さまを対象にATMにおけるお取引（出金、振込、振替）制限を、下記の通り実施させていただいております。

今般、新たに対象となるお客さまにつきましては、ご不便をおかけいたしますが、「お客さまの大切な貯金をお守りするため」の取組みですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 取引制限概要

対象年齢	取引状況	制限内容 (ATMによる1日あたりの利用限度額)
70歳以上	①基準日 ^{※1} 時点において、過去3年以上取引のない口座	出金（振込、振替を含む）限度額 0円
	②過去2年間 ^{※2} ATMで1日あたり30万円以上の出金（振替、振込を含む）をしていない口座	出金（振込、振替を含む）限度額 30万円
	③過去2年間 ^{※2} ATMでキャッシュカードを利用した振込をしていない口座	ATM振込限度額 0円

※1 基準日：2025年12月31日

※2 該当期間：2024年1月1日～2025年12月31日

(※1・2共通：2026年1月1日以降にお取引された場合でも、ご利用制限の対象となります。)

2. 取引制限開始日

2026年4月22日（水）

3. その他

対象となるお客さまで、取引制限を希望されないお客さまは、お取引のあるJA店舗窓口までお申し出ください。